

第2期

湧別町食育推進計画

(令和3年度～令和7年度)



令和3年3月

湧 別 町

目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	「食育」の定義	1
3	計画の性格	1
4	計画の期間	2
5	計画の推進体制	2
6	湧別町の食をめぐる現状と課題	2
	（1）町の概況	2
	（2）食をめぐる社会情勢の変化	2
	（3）食生活の変化と健康への影響	2
	（4）家庭における食事の重要性	3
	（5）食育・地産地消に対する理解と取組	3
7	第1期計画の振り返り	4
	（1）第1期計画の概要	4
	（2）主な施策の実績	4
	（3）第1期計画で定めた数値目標とその実績	6
8	第2期食育推進計画の3つの目標	8
	（1）第2期計画の目標値（主な数値目標）	9
9	ライフステージに応じた食育の推進	10
10	関係者の役割・連携	11
	（1）家庭における食育の推進	11
	（2）保育所等における食育の推進	11
	（3）学校における食育の推進	12
	（4）地域における食育の推進	12
	（5）生産者団体等における食育の推進	13
11	湧別町で取り組んでいる食育関連事業	14
資料編		
1.	湧別町保健医療福祉協議会設置条例	17
2.	湧別町保健医療福祉協議会設置条例施行規則	18
3.	湧別町保健医療福祉協議会委員名簿	19
4.	食育部会構成委員名簿	20

5. 「第2期湧別町食育推進計画（素案）」
に対する意見応募実施結果について 21

6. 第2期湧別町食育推進計画策定審議経過について 22



1 計画策定の趣旨

国は「食育の推進をとおり国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにすること」を目的とし、平成17年7月に「食育基本法」を制定し、現在は、平成28年度に策定した第3次食育推進基本計画に基づき「食育」を推進しています。

北海道では、国に先駆けて「食育」を推進しており、現在は、平成31年度に策定した第4次北海道食育推進計画「どさんこ食育推進プラン」にもとづき「食育」を推進しています。

湧別町においては平成27年度を初年度とする「第1期湧別町食育推進計画」（平成27年度～令和2年度）を策定し、町民の食に対する意識を育て、健全な食生活の実現に向けた取り組みを進めてきました。

こうしたなか、ライフスタイルの変化と価値観の多様化に伴い、家庭における「共食（一緒に食事をする）」の減少と子を持つ親世代の朝食の欠食、また食習慣の偏りからくる生活習慣病の予防改善、高齢者の低栄養予防等、食をめぐる課題への対応が一層必要であることから、今後も食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

これまでの食育推進計画の成果と、食をめぐる現状・課題・健康診断結果等を踏まえ、また「食」を通して地域と地域の特徴を知り町民の「食」に関する理解を一層深めるため、第2期湧別町食育推進計画を策定します。

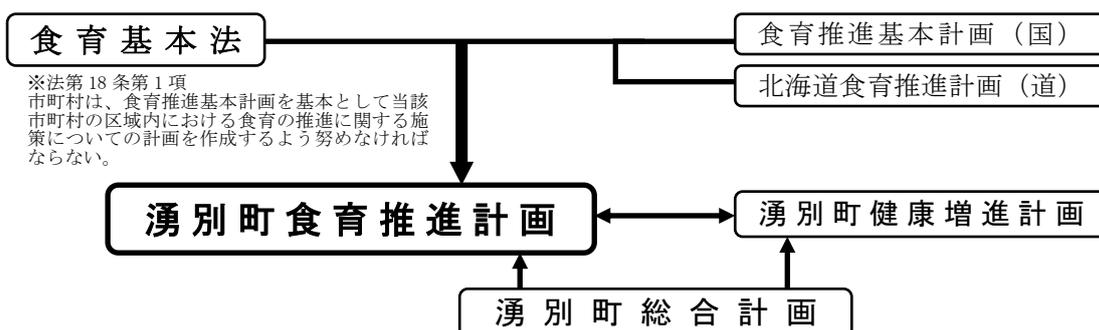
2 「食育」の定義

食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることと定義され、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられています。（食育基本法前文）

3 計画の性格

この計画は、湧別町のまちづくりの基本である「第2期湧別町総合計画」を基に、国の「食育基本法」第18条に基づく市町村食育推進計画として位置づけ、湧別町の食育に関する基本的な考え方を明らかにするとともに、食育を具体的に推進するための総合的な指針として位置づけます。

この計画の推進にあたっては、国の「第3次食育推進基本計画」や「第4次北海道食育推進計画（どさんこ食育推進プラン）」を勘案し、湧別町健康増進計画との整合性を図るものとします。



4 計画の期間

この計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、社会状況等の変化に応じて計画の変更が必要になった場合には、随時見直すこととします。

5 計画の推進体制

食育は、その関係する分野が保健・医療、産業振興、教育など多岐にわたることから、食育を効果的に推進していくため、食生活の基本となる家庭における食育の取組みはもとより、学校や地域住民、ボランティア団体、食材を提供する生産者をはじめ食関連産業など様々な主体が、それぞれの役割に応じて活動するとともに、こうした主体が情報を共有し相互に連携・補完しながら計画の推進に努めます。

また、湧別町保健医療福祉協議会を中心に、施策の実施状況や計画の進捗状況等の進行管理を行うこととします。

6 湧別町の食をめぐる現状と課題

(1) 町の産業

主要産業は、農業を中心に水産業、林業と第一次産業が基幹産業であり、農業は、オホーツク海沿岸部と山間部を中心に酪農地帯が広がり、内陸平野部ではてん菜、小麦、馬鈴薯の畑作3品を中心に、たまねぎ、ブロッコリー、スイートコーン等の高収益野菜の作付けが行われています。漁業は、沿岸漁業とホタテを中心とした養殖漁業を主体としており、そのほかサロマ湖では、カキ・ホタテガイ養殖が行われています。また、湧別町の森林面積は27,712haで、豊かな森林資源を有しています。

(2) 食をめぐる社会情勢の変化

栄養や食生活は健康づくりの基本ですが、食に関する知識や意識の低さ、不規則な食生活や偏った食習慣などが課題となっています。

このような背景が、肥満や生活習慣病の増加につながると考えられていますが、湧別町でも、メタボリックシンドローム該当者や予備軍が増加しています。

近年では食に関する簡便化・外部化が進展してきており、平成30年の家庭での食料消費支出における食の外部化率(全国)は43.7%と昭和50年(28.4%)以降上昇傾向で推移しています。

(3) 食生活の変化と健康への影響

全国的な傾向として、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足などの栄養の偏りにより、肥満や生活習慣病の増加が問題となっています。湧別町においても増加がみられており、適切な対応が必要とされています。(表1)

(表1) KDBシステム 健診有所見者状況 (令和元年度)

項目		湧別町		北海道		
		有所見者	有所見率	有所見者	有所見率	
健診 有所見者状況 (40～74歳)	摂取エネルギー過剰	健診項目				
		BMI	313	36.4%	69,658	29.9%
		腹囲	303	35.2%	76,739	33.0%
		中性脂肪	170	19.7%	48,800	21.0%
		ALT (GPT)	166	19.3%	36,746	15.8%
	HDLコレステロール	26	3.0%	8,506	3.7%	
	血管を傷つける	空腹時血糖	228	26.5%	54,031	23.2%
		HbA1c	488	56.7%	110,247	47.3%
		尿酸	103	12.0%	15,944	6.8%
		収縮期血圧	372	43.2%	107,615	46.2%
		拡張期血圧	166	19.3%	46,043	19.8%
	LDLコレステロール	463	53.8%	127,275	54.7%	
	腎臓	クレアチニン	5	0.6%	2,165	0.9%

令和元年度受診者数 861 人 (男性 399 人、女性 462 人)

(4) 家庭における食事の重要性

ライフスタイルの変化や食の外部化等食をめぐる環境変化の中で、食習慣の乱れ等が生じています。このため、町民一人一人が家庭において自分や子どもの食生活を大切に、健全な食生活を実践できるよう、適切な取り組みを行うことが必要だと思われれます。

(5) 食育・地産地消に対する理解と取組

食べ物を育て作り収穫して、体験を通じて地域の産物を知り、おいしさを味わうことで、食べものと自然を大切にする心を育み、地産地消の推進が図られると考えます。

食料自給率の向上や食の安全・安心の確保などが大きな課題となる中、引続き、食の大切さについての取組を図っていく必要があります。

7 第1期計画の振り返り

第2期計画の策定にあたりこれまでの施策実績や目標達成状況を振り返りました。

(1) 第1期計画の概要

食育の基本目標

『食で育む元気なからだと豊かな心』

町民が生涯にわたって「食」に関心を持ち、元気な「身体」と豊かな「心」を育むとともに、「食育」の推進による“食で元気”なまちづくりを定めました。

基本方針

基本方針の実現に向けては、以下の3つの基本方針に分けるとともに基本目標を掲げ施策を展開してきました。

基本方針	基本目標
○基本方針1 健康な食生活を実現する 食育の推進	生涯にわたって健やかで元気な生活を送ることはすべての町民の願いです。乳・幼児期から高齢期まで健康な食生活を実現できるように食育を推進します。
○基本方針2 食を知り心豊かな食生活 を実現する食育の推進	生涯にわたっておいしさや楽しさなど食生活を通じて精神的に満たされ、心豊かな食生活を実現できるように食育を推進します。
○基本方針3 湧別町らしい食生活を実現 する食育の推進	湧別町は豊かな自然の中で、多くの水産物・農産物を生産しています。こうした特色を生かした食生活を実現できるように食育を推進します。

(2) 主な施策の実績

○基本方針1

・健康な食生活を実現する食育の推進

食の大切さを理解し、健全な食の実践のため、湧別町では各種健診において運動や食習慣改善につながる保健指導や栄養指導、出前講座等による健康教育に取り組んできました。

各小中学校においては、給食指導の他、教科とのかかわりや、総合的な学習、保健事業を通して食育が推進されました。

その結果、朝食を毎日食べている児童生徒の割合が増加傾向にあります。

また、就寝時刻が不規則な児童生徒の割合が減少しており、起床時刻が不規則な児童の割合も改善傾向にあります。

このことから、町民の健康の維持・増進のための食への意識が高まりつつあることが伺えます。

今後も意識啓発とともに、町民一人ひとりの実践が結果につながるよう、身体状況に合わせた保健指導や、乳幼児期から、食生活を見直す取り組みに力を入れていく必要があります。

○基本方針2

- ・食を知り心豊かな食生活を実現する食育の推進

家族と朝食を摂る小中学生の割合は減少しています。共食減少の背景には、核家族化やライフスタイルの多様化等による、食形態の変化が課題とされています。

湧別町においても、こうした家庭環境の変化が考えられます。共食は家族等とのコミュニケーションの場だけでなく、食事マナーや協調性、社会性を学ぶ機会でもあります。多様な暮らしに対応し、家庭における「共食」の推進に取り組む必要があります。

今後も望ましい生活習慣の確立と生活リズムの向上を図るため、家庭・学校・地域等が連携する必要があります。

○基本方針3

- ・湧別町らしい食生活を実現する食育の推進

学校給食をとおして、地場産品や湧別の地に受け継がれてきた食文化を次世代に伝える取り組みが行われています。地場産物(道内産)の使用割合は目標値を達成できませんでしたが、今後も地域の産業や文化への理解を深める機会として、湧別町産をはじめとした地場産品の活用を積極的に進めていきます。



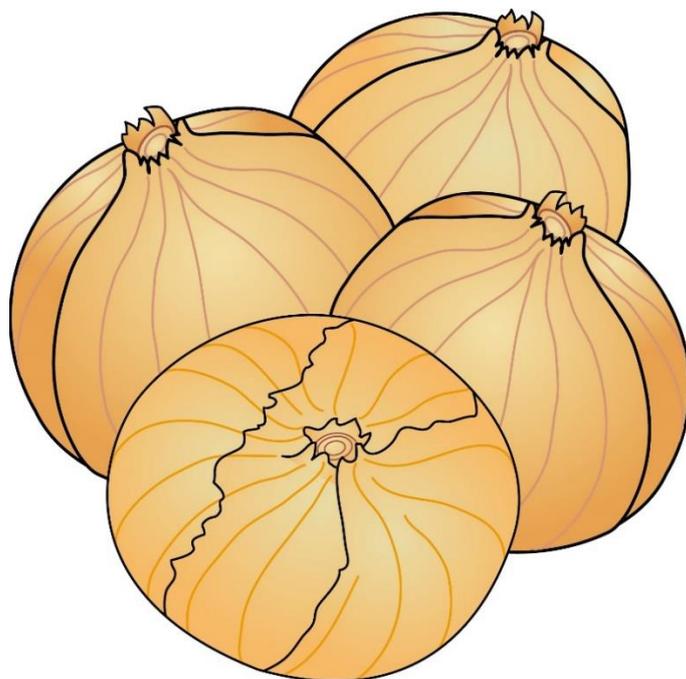
(3) 第1期計画で定めた目標値とその実績

湧別町食育推進計画（第1期）で目標値を定めた17項目のうち、目標を達成しているものは5目標、目標を達成していないが基準値と比較して数値が改善しているものが3目標、基準値と比較して数値が悪化しているものが9目標となっています。

指 標	対象	基準値	目標値	令和元年度 実績
朝食を毎日食べている児童生徒の割合 ※全国学力学習状況調査(H27)	児童(小6)	81.2%	すべての児童・生徒が食べていることを目指す	96.8%
	生徒(中3)	92.3%		94.7%
就寝時刻が不規則な児童生徒の割合 ※全国学力学習状況調査(H27)	児童(小6)	27.5%	20.0%	4.8%
	生徒(中3)	33.3%	25.0%	23.2%
起床時刻が不規則な児童生徒の割合 ※全国学力学習状況調査(H27)	児童(小6)	13.0%	6.5%	6.3%
	生徒(中3)	3.8%	2.0%	11.6%
幼児(1歳6ヵ月児・3歳児・5歳児)の肥満の割合 ※健康診査結果(H26) (5歳児のみ H27年度)	1歳6ヵ月児	3.6%	2.0%未満	0%
	3歳児	0.0%	現状維持	2.0%
	5歳児	0.0%	現状維持	5.9%
児童・生徒の肥満の割合 ※身体状況実態把握結果(H26)	児童	12.4%	10.0%未満	13.6%
	生徒	12.0%	10.0%未満	12.7%
BMI-25以上の人の割合 ※国保特定健康法定報告(H26)	成人	31.8% 776人中247人	28.6%未満	36.4% 861人中313人
低栄養傾向の高齢者の割合 (65歳以上でBMI-20以下の人の割合) ※国保特定健康法定報告(H26)	65歳以上	3.3%	現状維持	16.2%

指 標	対 象	基 準 値	目 標 値	令和元年度 実績
学校給食における地場産物（道内産）の使用割合 ※学校給食地場産物使用状況調査(H26) 注)	道内産率	81.4%	現状維持	44.7%
学校給食における食べ残し （重量ベース） ※学校給食センター独自調査(H26)	食べ残し率	8.8%	8.0%未満	8.4%
食育ファーム・ふれあいファームの登録件数 ※北海道への登録 （H26）	食育ファーム	0件	食を学ぶ機会を提供できる農場の設置を目指す	0件
	ふれあいファーム	1件	現状維持以上	1件

注) 学校給食における地場産物（道内産）の使用割合における学校給食地場産物使用状況調査は年間の食材ごとの使用割合（H26）から指定された2週間の使用割合（令和元年）へ調査法が変更されています。



8 第2期食育推進計画の3つの基本目標

食育をめぐる現状と課題などを踏まえ、湧別町では食育の推進を効果的に図るため、次の3つの基本目標に基づき、食育を推進します。

基本目標Ⅰ	健康づくりにつながる食育の推進
-------	-----------------

脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足などの栄養の偏りや朝食の欠食は、肥満や生活習慣病の危険因子とされています。また、食品衛生など食品の安全性に関わる知識も健康の維持に必要です。

食べ物と心と体の関係を知るとともに、身体に良い食品を適切に選択できる知識の普及や実践の促進などにより、乳幼児から高齢者まで、健康の維持・増進につながる食育の取り組みを推進します。

基本目標Ⅱ	地産地消と一体となった湧別町らしい食育の推進
-------	------------------------

湧別町は豊かな自然に恵まれ、四季折々の旬を感じさせる食材があり、生産地が近いことから、消費者と生産者の顔が見える関係が築きやすい地域です。

湧別町の基幹産業として農林水産業など食に関連する産業の役割や現状について理解を深めるとともに、地産地消の大切さを知り、地元で生産された豊富な食材を生かした湧別らしい食生活を実現できるように食育を推進します。

基本目標Ⅲ	未来を担う子どもを育む食育の推進
-------	------------------

食育はすべての町民に必要なものですが、特に子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものとして重要です。食育基本法でも、食育を知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置づけられており、湧別町としても学校教育活動の中で食に関する指導などを進めていきます。



(1) 第2期計画の目標値（主な数値目標）

食育の推進状況を指標により把握し、目標値を設定します。

これらの目標の達成度合いを計画期間4年目（令和6年度）の実績で測ります。

指 標	現状値（令和元年度）		目標値(令和6年度)
朝食を毎日食べている児童生徒の割合 ※全国学力学習状況調査(R1)	児童（小6）	96.8%	すべての児童・生徒が食べていることを目指す
	生徒（中3）	94.7%	
就寝時刻が不規則な児童生徒の割合 ※全国学力学習状況調査(R1)	児童（小6）	4.8%	3.0%
	生徒（中3）	23.2%	20.0%
起床時刻が不規則な児童生徒の割合 ※全国学力学習状況調査(R1)	児童（小6）	6.3%	5.0%
	生徒（中3）	11.6%	7.0%
幼児（1歳6ヵ月児・3歳児・5歳児）の肥満の割合 ※乳幼児健診結果（R1）	1歳6ヵ月児	0.0%	2.0%未満
	3歳児	2.0%	現状維持
	5歳児	5.9%	現状維持
児童・生徒の肥満の割合 ※身体状況実態把握結果(R1)	児童	13.6%	10.0%未満
	生徒	12.7%	10.0%未満
BMI-25以上の人の割合 ※KDBシステム 健診有所見者状況(R1)	成人	36.4% 861人中313人	34.6%未満
低栄養傾向の高齢者の割合 (65歳以上でBMI-20以下の人の割合) ※KDBシステム 保健事業介入支援管理(R1)	65歳以上	16.2%	現状維持
学校給食における地場産物の使用割合 注) ※学校給食地場産物使用状況調査(R1)	湧別産	2.1%	3.0%
	道内産	44.7%	現状維持
学校給食における食べ残し (重量ベース) ※学校給食センター独自調査(R1)		8.4%	8.0%未満
食育ファーム・ふれあいファームの登録件数 ※北海道への登録(H26)	食育ファーム	0件	食を学ぶ機会を提供できる農場の設置を目指す
	ふれあいファーム	1件	現状維持以上

注) 学校給食地場産物使用状況調査は指定された2週間における食材ごとの使用割合を計上しています。

9 ライフステージごとの食育の推進

●乳幼児期（0～5歳）
<ul style="list-style-type: none">・早寝早起きに心がけ、生活リズムを整え三食好き嫌いなく食べる。・様々な経験を通し食べることへの興味や関心をもつ。・味覚を育てるために薄味の料理で素材のおいしさを楽しむ。野菜の味を味わう。
●学校教育期（6～15歳）
<ul style="list-style-type: none">・欠食せず3食食べる。・栄養バランスのよい食事が健康のために必要なことを理解する。野菜の摂取目標量を知る・健康診断の結果に関心を持つ。・食事の手伝いや調理実習などを通して、食事づくりに関心をもつ。・農業体験などにより食べものと自然を大切にすることを育てる。旬の食材を知る。
●青年期（16～24歳）
<ul style="list-style-type: none">・欠食せず3食食べる。・肥満や痩身と食事の関連、生活習慣と生活習慣病の関連についての知識と関心を持ち、食生活リズムの自己管理ができる。・栄養のバランスや食品の安全性について理解し、食品を正しく選択できるようにする。・食品を選択する力と調理技術を身につけ、野菜を使った簡単な調理をすることができる。
●妊娠期・子育て期
<ul style="list-style-type: none">・妊娠高血圧症候群や低出生体重児の出生を予防するために、肥満や痩身、生活習慣病との関連についての知識を持つ。・家族が適切な食習慣を築くことができるよう、生活習慣の振り返りや健康を考えた食品の選び方ができる。・妊婦自身が健康状態を理解し必要な時期に必要な栄養を摂取できるようにする。
●壮年期・中年期（25～64歳）
<ul style="list-style-type: none">・欠食せず3食食べる。・生活習慣と生活習慣病の関連についての知識と関心を持ち、食事の自己管理ができるようにする。・野菜摂取目標量を食べる。・地元産や旬の食材を料理などに活用する。・栄養のバランスや安全性について理解し食品を正しく選択できるようにする。
●高齢期（65歳～）
<ul style="list-style-type: none">・欠食せず3食食べる。・郷土料理や行事食、保存食など食文化を楽しむとともに次世代の人々に伝える。・孤食傾向になりやすいため、家族や友人などと一緒に楽しく食事をする。・加齢にともなう身体機能の変化を理解し、筋肉量低下予防と体調にあった食生活を実践する。

10 関係者の役割・連携

食育は、食べ物を生産する農業等をはじめ、栄養や健康、幼少期の教育課程や大人の食に対する意識、食事マナーや食文化など、対象が広く、家庭や学校、地域など、様々な場面で取り組みを進めなければなりません。

第2期湧別町食育推進計画では、家庭、学校、地域などの生活シーンごとに関係者が連携しながら取り組みを進めます。

(1) 家庭における食育の推進

家庭は最も大切な食育の場です。家族が囲む食卓は、食事のマナーや食文化、栄養に関する事など食に関する様々な知識を学ぶ場であるとともに、家族の健康状態を知る場でもあります。また、食卓での家族とのコミュニケーションは、子どもが豊かな人間性を育むための重要な役割を担っています。

このように、食育の基本となる家庭においての食育を充実させる取り組みを進めます。

①食育に関する情報提供

町民が家庭において食育を主体的に取り組めるように、学校給食だよりなどを利用し献立内容や使用食材をお知らせするとともに、早寝・早起き・朝ごはんといった規則正しい生活習慣を身につけるための啓発に努めます。

②家族で楽しむ機会の提供

親子で参加できる料理講習会を開催し、親子が一緒に料理や食事をする事の大切さや、食育に対する関心を高める取り組みを進めます。

③妊産婦、乳幼児を対象とした保健、栄養指導

妊婦、産婦の栄養摂取や健康状態は、胎児、母乳栄養の乳幼児の発育・発達に影響を与えるため、妊娠中、出産後には、保健師、栄養士が訪問をして保健指導を行い、安心して妊娠・産後を過ごし、子育てができるよう栄養について知る機会を設けます。

また、乳幼児期の成長・発達に合わせて必要な栄養が摂れるように、生活リズムや離乳食、幼児食について学ぶ機会として、全戸訪問、乳幼児健診時において各月齢に合わせた保健、栄養指導を行います。

④成人を対象とした食生活改善の推進

偏った食事や、過食・小食、不規則な食事時間などの食習慣の乱れは、生活習慣病と深くかかわっています。健診を受けることで自分の健康状態を知り、食生活や運動等の生活習慣の改善を図ることが大切です。そのためには、健診後はメタボリック・シンδροーム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病の発症予防と重症化予防のための保健指導や栄養指導を通じて健康づくり及び食生活改善を推進します。

(2) 保育所等における食育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であり、子どもの成長に応じた食育が必要です。乳幼児が、その生活時間の大半を過ごす場である保育所等では、家庭と連携しながら、食に関する様々な体験や指導に取り組み、望ましい食習慣と豊かな人間性の育成を図ります。

①保育所給食を活用した食育の推進

体験活動により収穫された産物を給食等で利用し、子どもに地域の食材を知ってもらい、地域産業への興味を深めます。

給食を通じ食事のマナーについて関心を持たせ、給食やおやつ時の楽しい雰囲気づくりに努めます。

②体験活動

収穫体験や調理体験などを通じ、子どもが食べ物に触れることにより、食への関心を高め、食べ物を大切に作る心を育てる取り組みを進めます。

③保護者との連携

連絡ノートやお便りを通じて園児の体調を把握し、早寝早起きの推奨や三食規則正しく食べることの大切さを伝えます。

献立表の配布などを通じて、子どもに対する食育にかかる情報を提供し、家庭内の食育の推進を図ります。

(3) 学校における食育の推進

学齢期は、身心の発育や発達とともに、体力や運動能力が急速に高まり、個性が確立され、食習慣が形成される大切な時期です。また、一生のうち最も学びに適した時期でもあります。子どもの健全な育成に重要な役割を担う学校では、食習慣を身につけるための取り組みを進めます。

①望ましい食習慣を身につけるための環境づくり

食については家庭の役割が重要であることから、献立表を作成し、食に対する関心や理解を深めるとともに、給食だよりなどを利用した啓発活動や給食の試食会などを行うことにより、家庭における健全な食習慣の定着を推進するため、保護者への働きかけを行います。また、学校での食育の中心的役割を果たす栄養教諭を中心に子どもの食育に対する理解をより深めます。

②食に関する学習内容の充実

家庭科や総合的な学習の時間などにおいて、調理実習、学校菜園やふれあいファームによる農業体験などを通じ、湧別町産の食材への理解を深める体験を重視した教育活動を推進し、児童・生徒が栄養バランスや食の生産に対する関心や理解を深めるよう努めます。また、保健体育における生活習慣病予防のための指導や、特別活動における健康で安全な生活態度と望ましい食習慣の形成に関する指導を推進します。

③学校栄養教諭などによる専門的指導

栄養教諭による学校給食の栄養管理や給食センターの衛生管理など、専門性を発揮した取り組みを進めます。また、バイキング給食や調理実習を通じて、給食の正しい食べ方や健康と食事に関する専門的な指導を行います。

(4) 地域における食育の推進

地域は、子どもから高齢者まで、様々な世代の人が生活を営む場であり、ライフステージに応じた食生活や豊かな食文化が見られます。

健康づくりや食への関心を高めるとともに、家庭や保育所等、学校などと連携しながら、食育が地域に定着するための取り組みを進めます。

①町民への食育啓発

望ましい食習慣を学びながら食を楽しみ、健康づくりを推進する機会を提供するため、栄養や健康に関する講話・調理実習等を実施し、食育についての啓発に努めます。

②地域における健康づくり活動の推進

地域における食生活の改善や健康づくりを推進するため、年に1回は健診・検診を受けるよう受診の勧奨に努め、保健指導を含めた栄養指導の充実を図り、食生活の改善を推進するとともに、食育の取り組みの浸透を図ります。

③食に関するボランティア団体の活動の充実

食生活サポーター等のボランティアによる健康づくり活動及び食育の取り組みを推進します。

(5) 生産者団体等による食育の推進

食に対する感謝の気持ちを持つためには、食の供給源となる農林漁業のもつ素晴らしさ、生産の過程、あるいは生活に与えている恩恵などに関する理解が重要です。湧別町は消費者にとって生産者の現場が身近で、生産物のことを知るにはとても恵まれた環境にあります。

このような地域特性を活かし、農林漁業体験活動や地産地消をとおして、生産者と消費者の交流の促進に取り組むことにより、消費者が、生産者に対する関心を高めるとともに、食や生産物に対する知識を身に付けることに努めます。また、生産者をはじめ、農業漁業関係団体や商工団体などが幅広く連携し食育に取り組むことで、地産地消や地域の活性化にもつなげます。

①地産地消の推進

生産者と消費者の信頼関係を構築し、安全で安心な地元農畜水産物への理解と関心の増進を図るため、地産地消を推進します。また、学校給食や保育所給食食材に、地場産農畜水産物の活用を図り、食に関する産業への理解や、食への感謝と郷土を愛する心をはぐくむ取り組みを推進します。

1.1 湧別町で取り組んでいる食育関連事業

(平成30年度～令和元年度実施分)

分野	事業内容	実施時期・回数等	実施主体等
保育所・幼稚園 児童センター	献立表の発行	通年（毎月）	保育所
	親子給食（保護者試食会）	通年	保育所
	野菜栽培・収穫等の体験、調理	通年	幼稚園 保育所 湧別児童センター
	もちつき会	年1回	幼稚園 児童センター
	いちご・とうきび・じゃがいも収穫	年1回	保育所
学校	食育授業（家庭科）	通年	中学校
	漁業体験学習	年1回	小・中学校
	酪農体験学習	年1回	小・中学校
	農業体験学習	通年	小・中学校
	野菜栽培・収穫、調理学習	通年	小・中学校
	敬老参観日	年1回	小学校
	給食センター施設見学	通年	各小・義務教育学校
	給食だより・献立表の発行	通年（毎月）	給食センター
	栄養教諭による食の指導	通年	各小・中・義務教育 学校、給食センター
	親子給食（保護者試食会） 各小中義務教育学校・保育所	通年	各小・中・義務教育 学校、給食センター
	バイキング給食 各小中義務教育学校	通年	各小・中・義務教育 学校、給食センター

分野	事業内容	実施時期・回数等	実施主体等
生産者・食関連 団体	各団体健康教室 (健康・栄養講話、調理実習)	通年	J A女性部
	健康講話・調理実習・試食配布(元気 まつり、母子事業等)	通年	食生活サポーター ヘルシー Spoon 会
	体験学習の場・機会の提供・受入れ	通年	漁協 農協 農家・ふれあいファーム
	町内イベントへの農畜水産物販売 湧別鍋(地場食材) 鮭のつかみどり	屯田七夕まつり 産業まつり ほか	漁協 J A ゆうべつ町 J A えんゆう 湧別町商工会
	浜の母さん植樹祭 (大気・水の循環など環境への取組)	年1回	漁協女性部
地域・行政	各団体健康教室 (健康・栄養講話、調理実習)	通年	各自治会
			はまなすボランティア
			サポートセンター芭露
			ライオンズクラブ
			老人会
	元気まつり	年1回	町健康づくり推進 協議会
	ふるさと寺小屋塾 湧ゆう湧くわく体験塾(農園活動)	4~10月	町教育委員会
	おもちカエル(お餅つき)	年1回	児童センター
	育児学級(おやつ作り等)	通年	子育て支援センター
	バランス井料理教室・ 出張バランス井料理教室	通年	町健康こども課
おじいちゃんのクッキング講座	11~3月	芭露・上西東芭露地 区	
妊娠中の食事支援	通年	町健康こども課	
乳幼児健診での食事指導	通年	町健康こども課	

資料編

湧別町保健医療福祉協議会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、湧別町保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査、協議する。

- (1) 湧別町保健医療福祉総合計画に関すること。
- (2) 保健、医療及び福祉等に関する各個別計画に関すること。
- (3) 関係機関、団体との連携に関すること。
- (4) 総合的な保健、医療、福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療、福祉、介護及び教育関係者
- (2) 関係機関、団体の代表者
- (3) 公募町民
- (4) 有識者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第5条 協議会は、特別の事項を調査、協議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、第3条第2項各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査、協議に参加し、当該調査、協議が終了するまでの間在任する。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の会議は、原則公開する。

(部会の設置)

第8条 協議会に保健、医療及び福祉等に関する各個別計画の策定、見直しのため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員に報酬を支給する。

2 委員が会議及び職務を行うため旅行するときは、その費用を弁償する。

3 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、湧別町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成21年条例第43号）の定めるところによる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

湧別町保健医療福祉協議会設置条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、湧別町保健医療福祉協議会設置条例（平成26年条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の設置)

第2条 条例第8条の規定に基づき、湧別町保健医療福祉協議会に次の部会を置く。

- (1) 高齢者・介護部会
- (2) 保健・医療部会
- (3) 地域福祉部会
- (4) 障害者部会
- (5) 子育て部会
- (6) 食育部会

(所掌事項)

第3条 前条の部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 高齢者・介護部会
 - ア 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定並びに推進に関する事
 - イ 地域密着型サービスの指定及び運営に関する事
 - ウ 地域包括支援センターの設置及び運営に関する事
 - エ その他部会の運営に必要な事項
- (2) 保健・医療部会
 - ア 健康づくり計画の策定並びに推進に関する事
 - イ その他部会の運営に必要な事項
- (3) 地域福祉部会
 - ア 地域福祉計画の策定並びに推進に関する事
 - イ その他部会の運営に必要な事項
- (4) 障害者部会
 - ア 障がい者福祉計画の策定並びに推進に関する事
 - イ その他部会の運営に必要な事項
- (5) 子育て部会
 - ア 子ども・子育て支援事業計画の策定並びに推進に関する事
 - イ その他部会の運営に必要な事項
- (6) 食育部会
 - ア 食育推進計画の策定並びに推進に関する事
 - イ その他部会の運営に必要な事項

(組織)

第4条 部会は、条例第3条に規定する委員及び条例第5条に規定する特別委員をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて各分野に関係する者の出席を求めることができる。

3 部会長は、部会員の互選により選出する。

(会議)

第5条 部会は、必要の都度部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、部会を所掌する課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

湧別町保健医療福祉協議会委員名簿

◎会長・○副会長

	選出区分	団 体 名	役職	氏 名	所属部会
1	①保健・医療・福祉・介護・教育関係者	社会福祉協議会	会 長	◎西川 仁史	全部会
2		民生委員児童委員協議会	会 長	○後藤 哲司	高介・障害・子育て
3		P T A連合会	会 長	山口 甲介	子育て・食育
4		社会教育委員の会	委 員	平野 寿雄	保医・子育て
5		国民健康保険運営協議会	委 員	久保美恵子	高介・保医・地福
6		健康づくり推進協議会	会 長	深澤 一博	保医・障害
7	②関係機関・団体の代表者	湧別福祉会	理事長	野津 玲子	地福・障害
8		上湧別福祉会	理事長	高橋 茂	地福・食育
9		自治会連合会	会 長	北村 茂	高介・保医・地福
10		商工会	事務局長	高桑 誠	子育て・食育
11		J A えんゆう	参 事	城岡 克利	保医・障害
12		J A 湧別町	参 事	小幡 敏	子育て・食育
13		湧別漁業協同組合	常務理事	森 義文	保医・食育
14		老人クラブ連合会	会 長	中川 哲夫	高介・障害
15		みのり幼稚園	園 長	古川 宏道	子育て・食育
16		青少年健全育成町民会議	議 長	神尾 一明	地福・子育て
17	③公募町民			檜山 淳子	障害・子育て
18	④有識者	湧別オホーツク園	施設長	篠田 悟	高介・地福・障害
19		湧愛園	施設長	三好 信一	高介・地福・障害
20		社会福祉協議会	事務局長	石川 克己	高介・保医・障害
1	特別委員	曾我病院	院 長	渋谷 努	高介
		ゆうゆう厚生クリニック	医 師	加藤 励	保医
		上湧別歯科診療所	院 長	竹林 秀人	高介
		JA ゆうべつ町女性部	副部長	中原 秋美	保医
2		JA えんゆう女性部	部 長	松浦三代紀	食育
3		湧別漁業協同組合女性部	部 長	佐藤あけみ	食育
4		はまなすボランティア	事務局	茂木由美子	地福
5	ヘルシースプーン会	代 表	長谷川昌枝	食育	

令和3年3月25日現在

所属部会欄中、高介=高齢者・介護部会、保医=保健・医療部会、地福=地域福祉部会、障害=障害者部会、子育て=子育て部会、食育=食育部会

食育部会構成委員名簿

◎部会長・○副部会長

食育部会構成委員名簿

No.	氏名	役職	所属団体等
1	西川 仁史	会 長	社会福祉協議会
2	山口 甲介	会 長	P T A連合会
3	高橋 茂	理 事 長	上湧別福祉会
4	○高桑 誠	事務局長	商工会
5	小幡 敏	参 事	J A湧別町
6	森 義文	常務理事	湧別漁業協同組合
7	古川 宏道	園 長	みのり幼稚園
8	松浦三代紀	部 長	J Aえんゆう女性部
9	佐藤あけみ	部 長	湧別漁業協同組合女性部
10	長谷川昌枝	代 表	ヘルシースプーン会

事務局 (健康こども課)	健康こども課長	星 義孝
	健康相談グループ主幹	出口 幹敏
	健康相談グループ主幹 保健師	西海谷 ひろみ
	健康相談グループ主任 管理栄養士	太田 美穂

「第2期湧別町食育推進計画（素案）」に対する意見応募実施結果について

「第2期湧別町食育推進計画（素案）」に対する意見募集を実施したところ、意見等の提出はありませんでした。

1. 意見の募集結果

(1) 募集期間

令和3年2月10日（水）～3月10日（水）

(2) 意見総数

0件（0人）

【提出方法】

持	参	— 件			
郵	送	— 件			
F	A	X	— 件		
電	子	メ	ー	ル	— 件

【取り扱い】

■修正 素案に追加、修正するもの	— 件
■掲載済み 既に素案に記載されているもの	— 件
■参考 今後、参考とするもの	— 件

2. 寄せられた意見の概要

<寄せられた意見の概要と実施機関の考え方>

今回寄せられた意見はありませんでした。

第2期湧別町食育推進計画策定審議経過について

◎湧別町保健医療福祉協議会

- ① 令和2年12月22日 諮問（町から協議会へ）
- ② 令和2年12月22日 第1回保健医療福祉協議会開催
- ③ 令和3年 1月15日 保健医療福祉協議会第1回食育部会開催
- ④ 令和3年2月10日～3月10日
パブリックコメント実施
- ⑤ 令和3年 3月25日 第2回保健医療福祉協議会開催
- ⑥ 令和3年 3月25日 答申（協議会から町へ）